

広島県告示第九百二十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

郷地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成元年三月二十三日広島県告示第三百七十七号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号及び三号は告示で指定した土地に存する標柱五号及び六号と同一とする。

呉市	郡市・区	町・丁目	地番	標柱番号
		阿賀北六丁目	一七七四番三	標柱一号
			一七七五番一	標柱二号
			一八二五番	標柱三号